

# 第3次横手市一般廃棄物処理基本計画



令和8年3月

「自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます」

横手市

# 目 次

第1章 計画策定の基本的事項 .....	1
第1節 本市の概況 .....	1
1 本市の沿革 .....	1
2 人口の動向 .....	1
第2節 計画策定の趣旨と位置付け .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	2
第3節 計画の概要 .....	4
1 計画の目標年度 .....	4
2 計画のフォローアップ .....	4
第2章 ごみ処理基本計画 .....	6
第1節 ごみ処理の現状 .....	6
1 ごみ処理の流れ .....	6
2 ごみの発生量・処理量の実績 .....	9
3 ごみ処理経費の実績 .....	14
4 ごみ発生量の単純予測 .....	15
5 現状の問題点と課題の整理 .....	16
第2節 計画目標値の設定 .....	17
1 基本方針 .....	17
2 計画目標値の設定 .....	18
第3節 目標を達成するための各種施策 .....	19
1 基本施策 .....	19
2 個別施策 .....	20
第3章 生活排水処理基本計画 .....	24
第1節 生活排水処理の現状 .....	24
1 生活排水処理の流れ .....	24
2 生活排水処理の実績 .....	25
3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績 .....	27
4 し尿及び浄化槽汚泥発生量の単純予測 .....	28
5 現状の問題点と課題の整理 .....	29

第2節 計画目標値の設定 .....	30
1 基本方針 .....	30
2 計画目標値の設定 .....	31
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 .....	32
1 収集運搬計画 .....	32
2 中間処理計画 .....	32
3 最終処分計画 .....	32

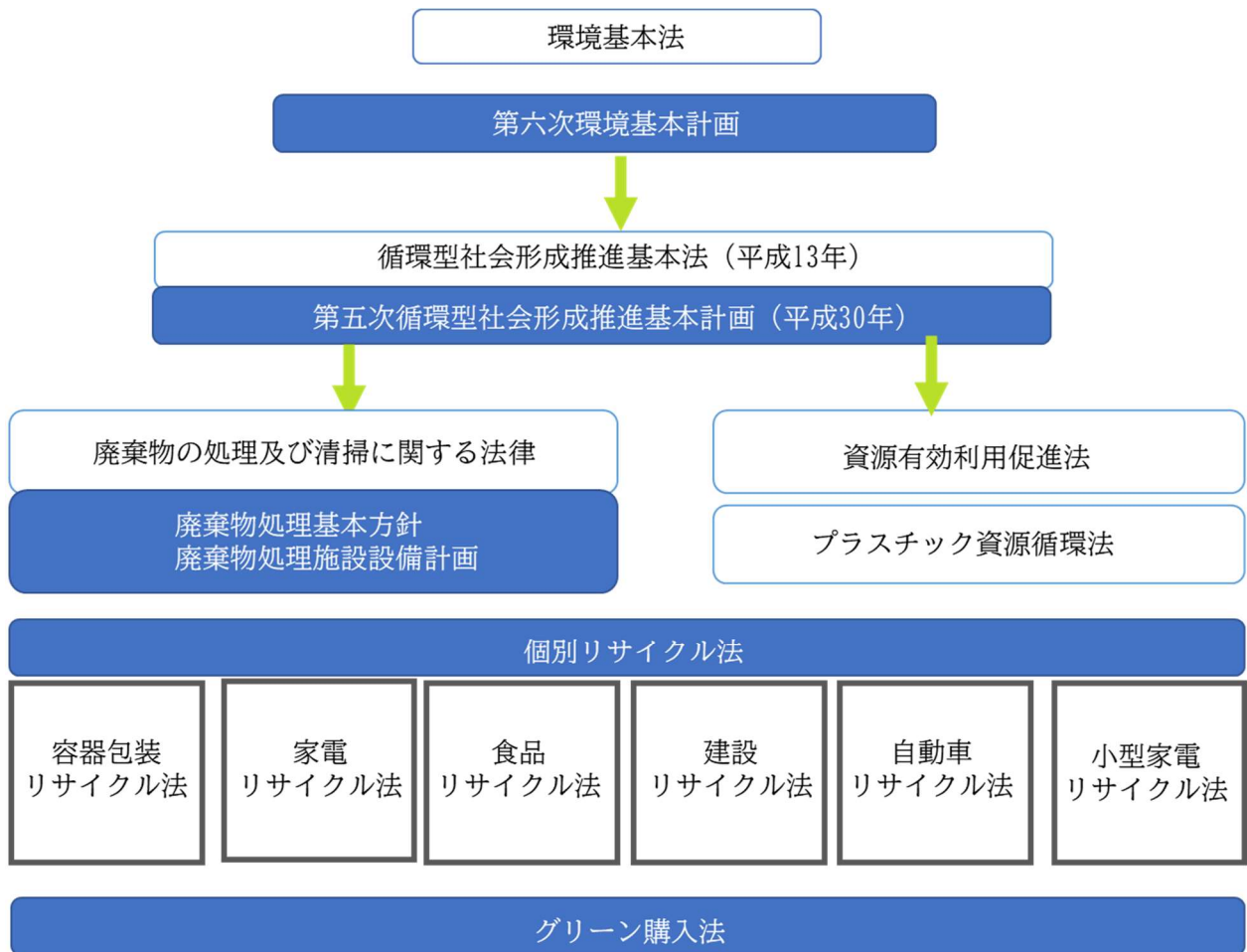
## 資料編

- 1 用語の解説
- 2 条例・規則関係
- 3 横手市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(2) 循環型社会形成のための法体系

本計画は、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及びリサイクル関連の法律等に配慮して策定するものです。

図1-2-2 循環型社会形成のための法体系



## 第3節 計画の概要

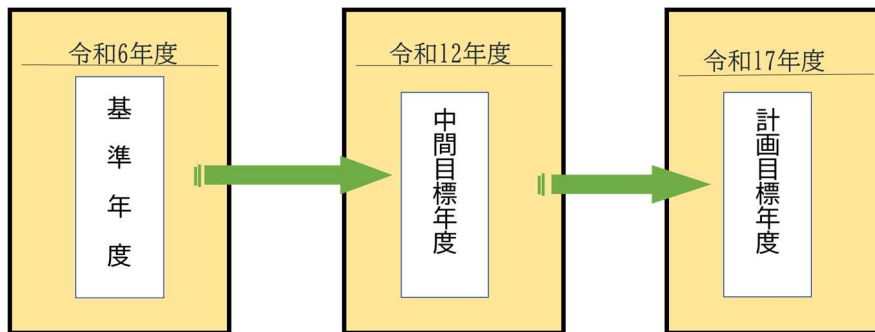
### 1. 計画の目標年度

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、5年目の令和12年度を中間目標年度とし、計画内容の施策や実施状況の全般について点検・評価し、数値目標、施策内容等について、必要に応じて計画を見直します。

また、社会情勢の変動などで当初計画の想定に乖離が生じた場合についても同様に見直しを行います。

図1-3-1 計画の目標年度



### 2. 計画のフォローアップ

この計画を実効性のあるものにするためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）からなるPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

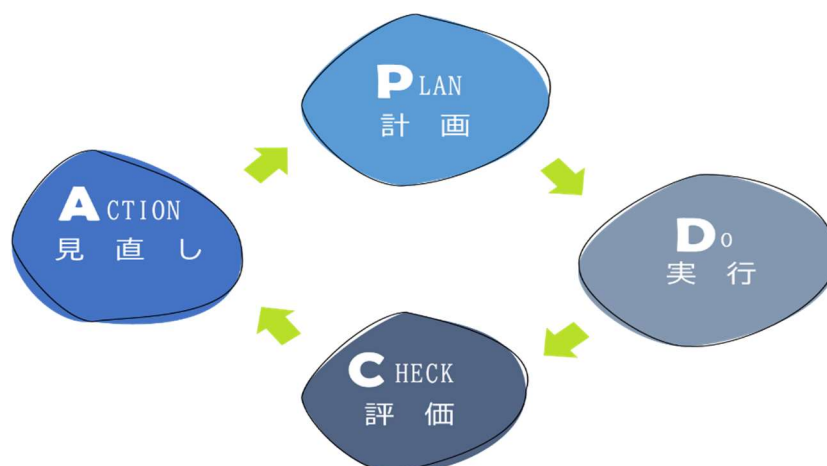


表 1-3-1 サイクルの進行管理

サイクル	点検評価項目	見直し内容
年度(1年間)	個別施策	次年度の一般廃棄物処理実施計画策定時に、個別施策の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直しを図ります。
中間目標年度(5年間)	基本施策 数値目標	基本施策や数値目標の達成状況を踏まえ、新たな基本施策や数値目標の必要性について検討し、基本計画の見直しを行います。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1. ごみ処理の流れ

##### (1) 収集・運搬

本市で収集するごみは、収集日程に基づいてごみステーション（集積所）及び指定拠点に排出された家庭系ごみを対象とし、事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、事業者の責任において直接処理施設へ搬入、もしくは許可業者へ委託するものとします。

ただし、家庭系ごみであっても、適正処理困難物や家電リサイクル法対象品目等は、収集対象としないこととします。

表 2-1-1 ごみの排出方法

【4種17分別※大雄地域のみ18分別】

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
1. 燃やすごみ (1) 燃やすごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋 ※1	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託 収集  (一部 直営)
2. 燃やさないごみ (2) 燃やさないごみ	ステーション方式	1回/月	集積所設置 折たたみコンテナボックス	—	
3. 資源物 (3) 飲食品用缶	ステーション方式	2回/月	集積所設置折回収ネット	—	
(4) 新聞紙 (5) 雑誌 (6) ダンボール	ステーション方式	2回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—	
(7) 衣類	ステーション方式	2回/月	ひもで束ねる 透明の袋に入れる	—	
(8) ペットボトル	ステーション方式 拠点回収方式※2	2回/月 随時	集積所設置回収ネット (拠点回収ボックス)	—	
(9) プラスチック製 容器包装類	ステーション方式	2回/月 (横手) 1回/月 (横手以外)	指定ごみ袋	大(45L)	
(10) 小型家電 (11) 電池 (12) ガラス、せともの (13) 金属類	ステーション方式 (小型家電のみ拠点 回収方式も併用)	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナボックス (小型家電回収ボックス)	—	

【4種17分別※大雄地域のみ18分別】

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
(14)透明びん (15)茶色びん (16)その他の色びん	ステーション方式	1回/月	集積所設置 折りたたみコンテナボックス	—	
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2回/週	生ごみ専用袋	20L 15L	
○製品プラスチック	令和9年4月以降、収集を開始予定				
4. 粗大ごみ※3 (17)粗大ごみ	戸別収集方式	1~2回/ 月	粗大ごみ収集券	330円券	

※1 指定ごみ袋は、燃えるごみ(大)660円、(中)440円、(小)220円、プラスチック製容器包装類220円

※2 拠点回収とは、公共施設等に設置した回収ボックスによる回収方法を言う。

※3 粗大ごみは冬期間(12~3月)収集しない。また、収集料金は大きさ等により330円・660円・900円・1,320円の4区分

常設型資源回収ステーション

(設置個所)クリーンプラザよこて、大雄地域局

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	収集 体制
資源物 新聞紙 雑誌 ダンボール	ステーション方式	1回/週	種類別に紙ひもで束ねる	直営
衣類	ステーション方式	1回/月	ひもで束ねる 透明の袋に入れる	

(2) 処分

本市では、平成28年3月に「クリーンプラザよこて」を整備しました。この施設では95t/日の焼却(熱回収)及び30t/日の資源化処理を行っています。

「クリーンプラザよこて」では、焼却の際の熱を利用した発電(熱回収)を行うとともに、焼却主灰については、全量セメント原料化を図るなど循環型社会に寄与する施設となっています。

資源物については、「クリーンプラザよこて」へ搬入され、機械選別及び手選別を経て民間の再生事業者へ売却又は処理を委託しています。プラスチック製容器包装類及びペットボトルについては、ペットボトル等処理施設へ搬入し、手選別後圧縮梱包したものを容器リサイクル法に基づく指定法人へ引渡しを行っています。また、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の推進に関する法律」が施行されました。従来のプラスチック製容器包装類及びペットボトルに加えて、製品プラスチックも処理できる施設を令和9年度中の稼働を目指し整備しています。一部地域の生ごみについては、大雄堆肥センターへ搬入し、堆肥原料として再資源化を行っています。

図2-1-1 ごみ処理の流れ

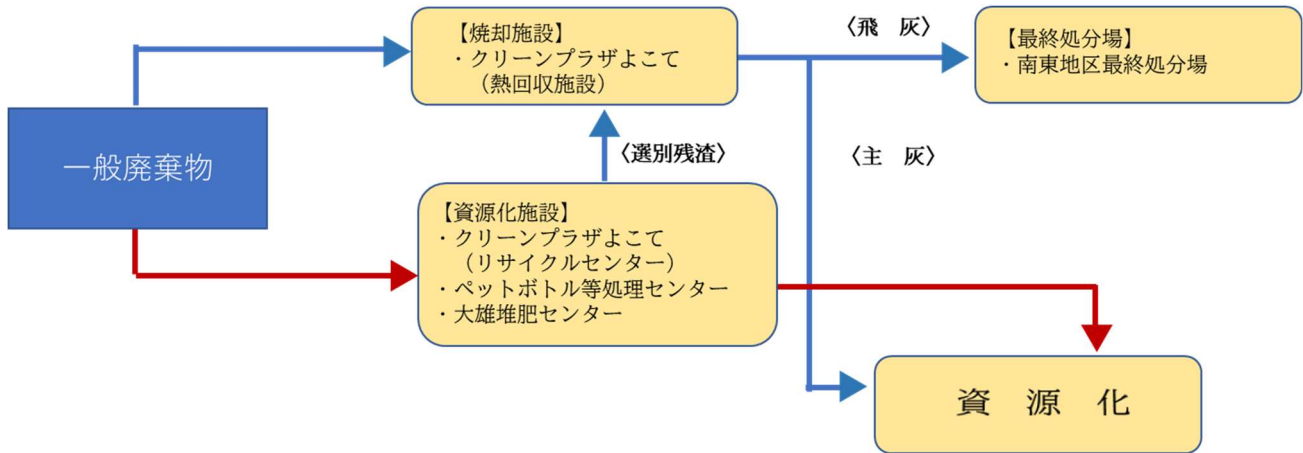


表 2-1-2 施設一覧

施設分類	施設名称	処理能力	竣工年月日
ごみ処理施設	クリーンプラザよこて	47.5t/日×2炉	平成28年3月
再資源化施設	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	破砕選別: 9t/日 資源選別: 21t/日	平成28年3月
	ペットボトル等処理施設	2t/日 (仮設施設)	令和9年3月竣工予定
		処理能力 2.6t/日 ペットボトル 1.2t/日 製品プラスチック 1.4t/日	
大雄堆肥センター	2t/日	平成17年3月	
最終処分場	南東地区最終処分場	60m <sup>3</sup> /日	平成10年3月

## 2. ごみの発生量・処理量の実績

### (1) ごみ発生量の実績

ごみ排出量の総量については、令和 2 年度以降減少傾向となっています。家庭系ごみについては、人口減少に比例して減少し、令和 6 年度には 18,591t と令和 2 年度比 2,386t (11.4%) の減少となっています。事業系ごみについては、令和 6 年度には 7,222t と令和 2 年度比 1,340t (15.7%) の減少となっています。なお、家庭系ごみと事業系ごみの排出割合は 7 対 3 となっています。

平成 28 年度からは、集団資源回収に対する活動奨励金を交付し資源回収に努めてきました。

ごみ排出量原単位(1 人 1 日当たりのごみ排出量)も減少傾向にあり、令和 6 年度では 884g/人・日と令和 2 年度比 49g/人・日(5.3%)減少しています。

なお、令和 5 年度のごみ排出量原単位の全国平均値は 851g/人・日、秋田県平均値は 957g/人・日に対し、本市は 885g/人・日、家庭系ごみ排出量原単位は全国平均値が 475g/人・日、秋田県平均値が 637g/人・日に対し、本市は 636g/人・日となっています。

表 2-1-3 ごみ発生量の実態

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	人	86,718	85,253	83,448	81,616	79,995
ごみ搬出量	t/年	29,539	29,119	28,349	26,429	25,813
家庭系ごみ	t/年	20,977	20,821	20,385	19,005	18,591
燃やすごみ	t/年	15,884	15,736	15,464	14,527	14,334
燃やさないごみ	t/年	213	199	205	202	173
粗大ごみ	t/年	804	856	784	639	728
資源ごみ	t/年	4,076	4,030	3,932	3,637	3,356
その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	8,562	8,298	7,964	7,424	7,222
燃やすごみ	t/年	7,631	7,567	7,290	6,974	6,803
燃やさないごみ	t/年	5	4	4	7	5
粗大ごみ	t/年	202	228	243	235	228
資源ごみ	t/年	724	499	427	208	186
集団資源回収	t/年	246	243	268	214	208
ごみ排出量原単位	g/人・日	933	936	931	885	884
家庭系ごみ	g/人・日	663	669	669	636	637
家庭系ごみ(資源除き)	g/人・日	534	540	540	514	522
事業系ごみ	g/人・日	271	267	261	249	247

※ 行政区域内人口は各年度の3月31日現在のものである。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図2-1-2 ごみ発生量の推移

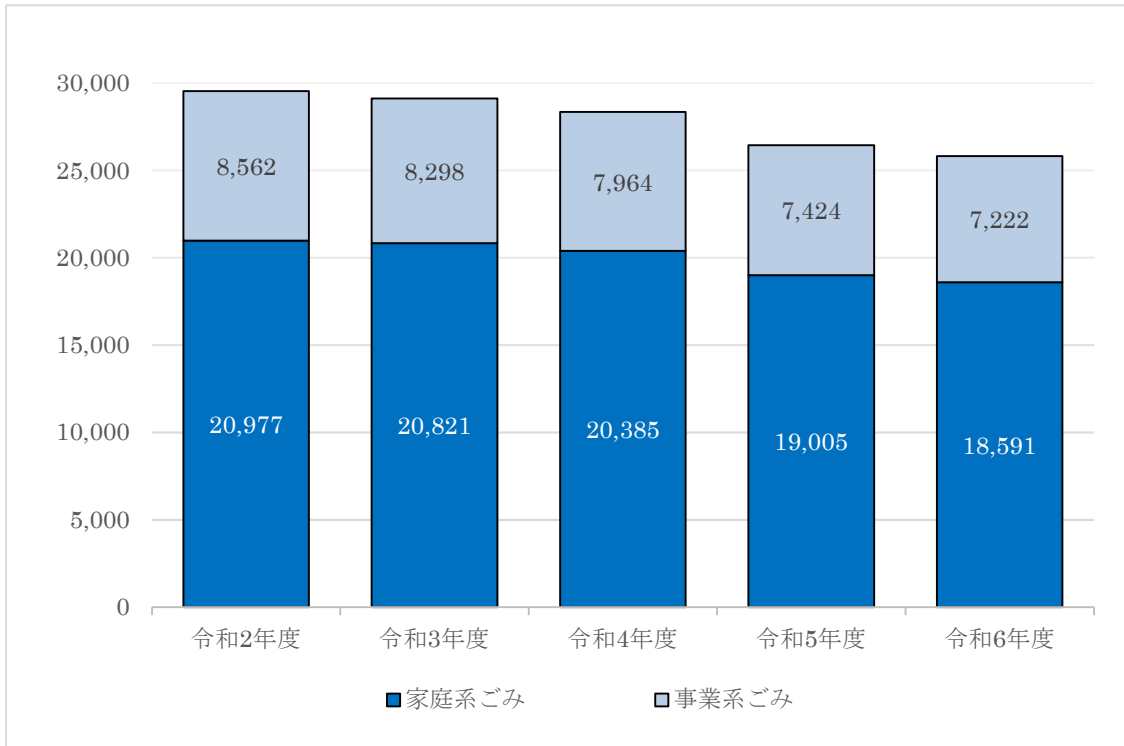
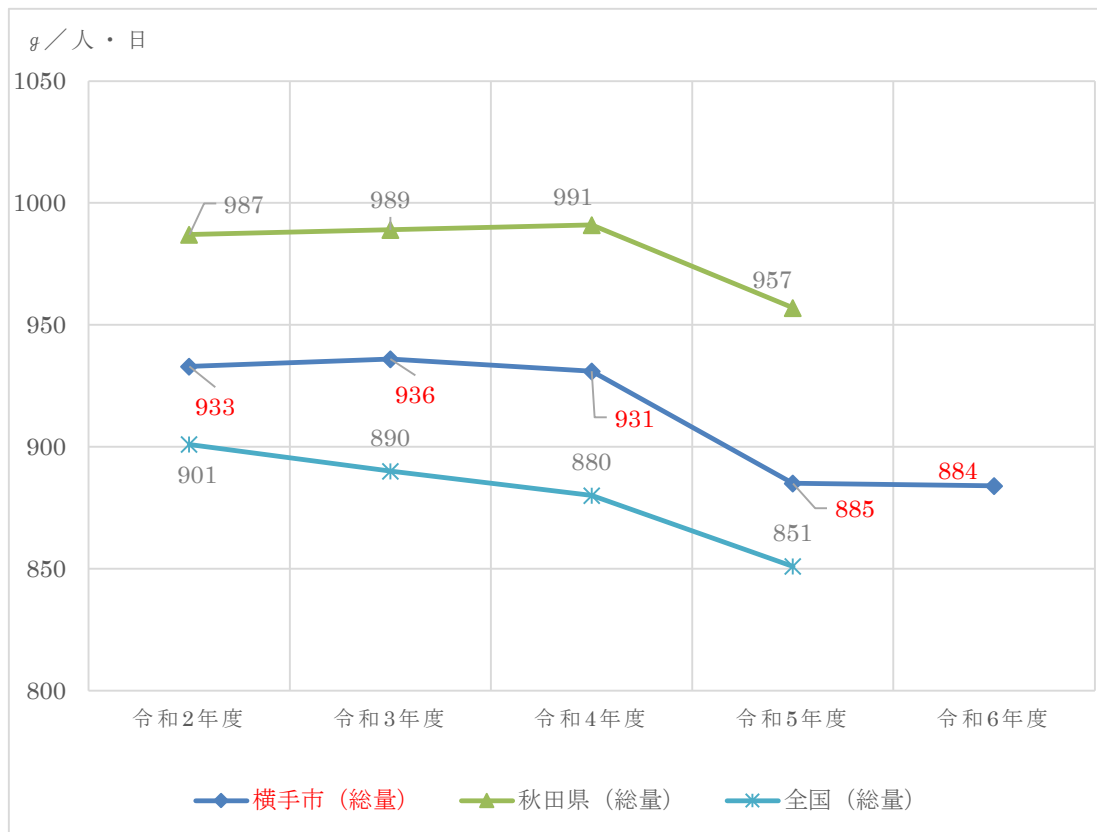


図2-1-3 ごみ排出量原単位と家庭系ごみ原単位の推移



※ 令和6年度の国及び秋田県の数値は未公開。

## (2) 収集・直接搬入量の実績

人口減少に伴い、収集ごみの量は減少傾向にあり、令和6年度には22,380tと令和2年度から4,254t(16.0%)減少しています。そのうち家庭系ごみは3,733t(18.6%)減少しおり、事業系ごみは521t(8.0%)減少しています。

直接搬入ごみは全体の約1割となっており、令和6年度には3,433tと令和2年度から528t(18.1%)増加しています。家庭系ごみの直接搬入は、平成19年度の分別の一部統一以降、増加傾向にあり令和6年度には、2,236tと令和2年度から1,348(251%)増加しています。事業系ごみは減少傾向にあり、令和6年度は1,197tと令和2年度から820t(40.7%)減少しています。

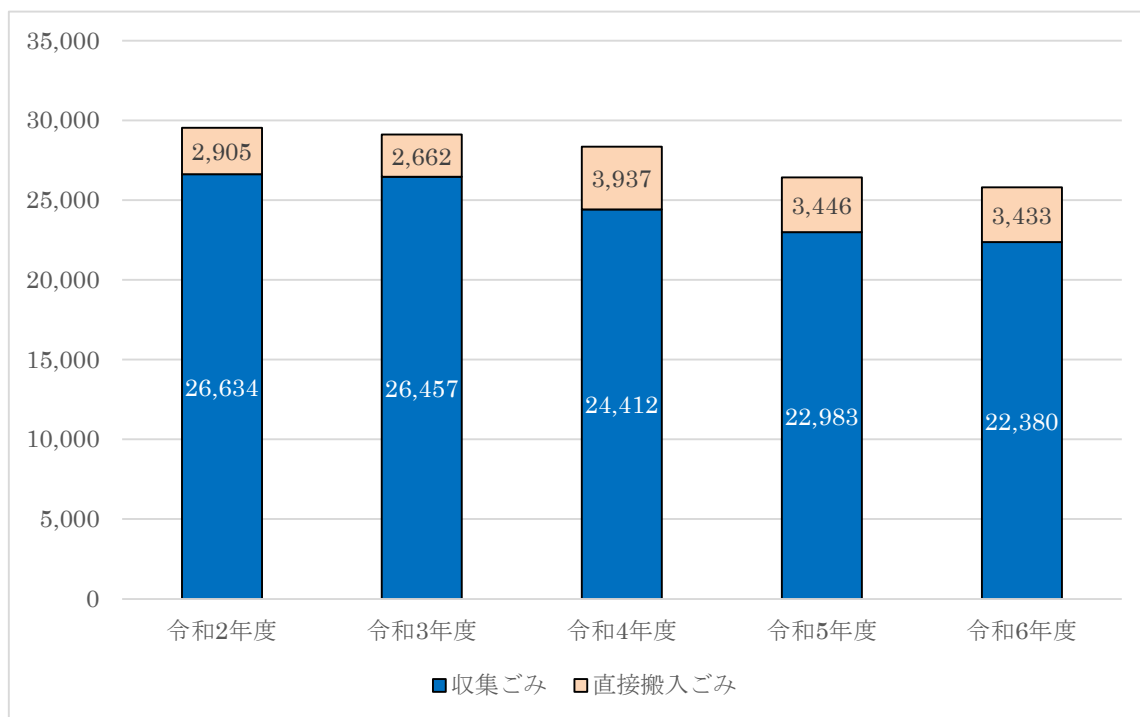
表2-1-4 収集・直接搬入量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	人	86,718	85,253	83,448	81,616	79,995
収集ごみ	t/年	26,634	26,457	24,412	22,983	22,380
家庭系ごみ	t/年	20,089	19,879	6,423	16,792	16,356
事業系ごみ	t/年	6,545	6,578	17,989	6,191	6,024
直接搬入ごみ	t/年	2,905	2,662	3,937	3,446	3,433
家庭系ごみ	t/年	888	941	2,396	2,213	2,236
事業系ごみ	t/年	2,017	1,721	1,541	1,233	1,197
合計	t/年	29,539	29,119	28,349	26,429	25,813

※ 行政区域内人口は各年度の3月31日現在のものである。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図2-1-4 収集・直接搬入量の推移



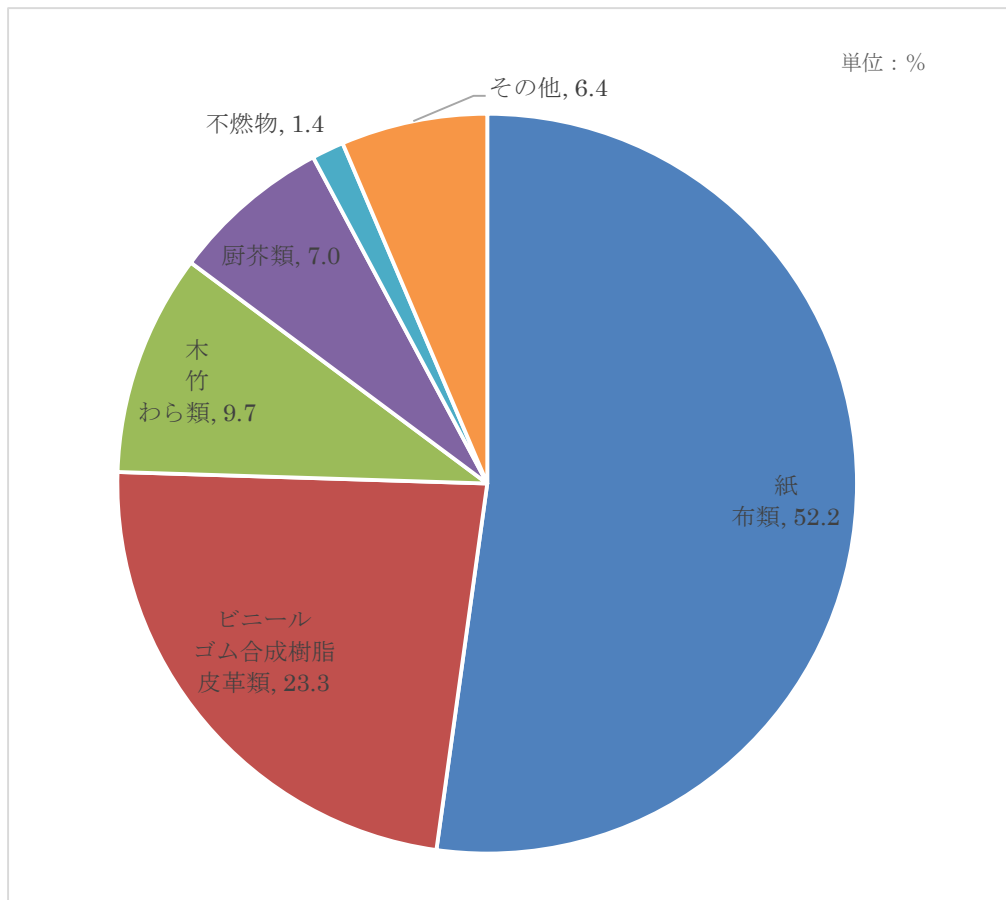
(3) ごみ質の測定結果

本市では、可燃ごみに関してごみ質測定を年12回実施しています。過去5年間のごみ質測定による可燃系ごみの種類組成分析の結果、平均値は紙・布類が全体の52.2%を占めており、次にビニール・ゴム合成樹脂・皮革類(23.3%)、木・竹・わら類(9.7%)の順で続いています。

表 2-1-5 ごみ質測定分析結果

年度	単位	紙 布類	ビニール ゴム合成樹脂 皮革類	木 竹 わら類	厨芥類	不燃物	その他
令和2年度	%	48.6	22.5	11.5	7.8	2.2	7.4
令和3年度	%	52.7	21.4	10.3	7.4	1.3	6.9
令和4年度	%	51.8	26.9	10.1	5.4	1.2	4.6
令和5年度	%	50.7	24.7	8.2	7.9	1.0	7.5
令和6年度	%	57.0	20.9	8.6	6.6	1.5	5.4
5年間平均	%	52.2	23.3	9.7	7.0	1.4	6.4

図2-1-5 ごみ質測定分析結果



(4) 資源化の実績

資源化量は年度ごとで増減を繰り返していますが、減少傾向にあります。令和6年度は4,954tと令和2年度に比べ、1,340t（21.2%）減少しています。

令和5年度の全国平均値19.5%、秋田県平均値13.6%に対し、本市は16.2%となっています。

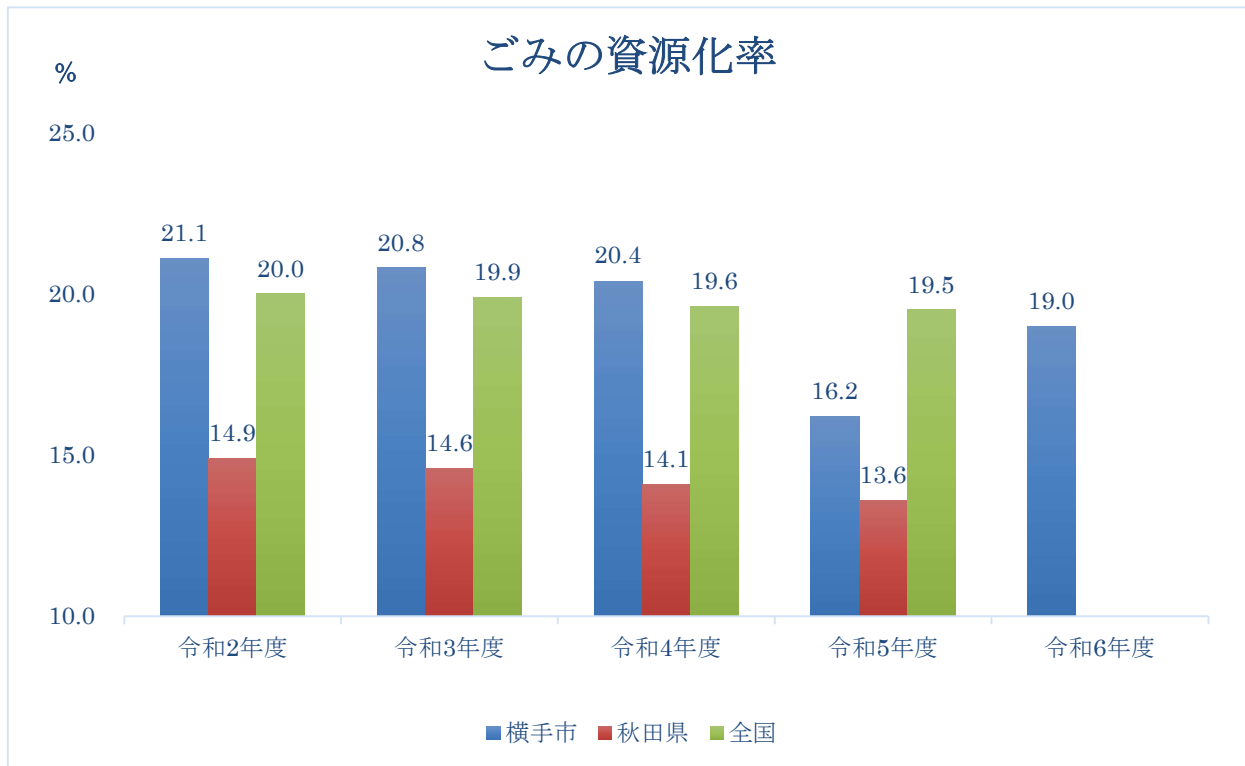
表 2-1-6 ごみ処理の実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ排出量	29,539	29,119	28,349	26,429	25,813
焼却量	24,484	24,321	23,846	22,531	22,035
資源化量	6,048	5,859	5,571	4,112	4,746
集団資源回収	246	243	268	214	208
最終処分量	914	1,011	917	888	854
焼却率	82.9%	83.5%	84.1%	85.3%	85.4%
資源化率	21.1%	20.8%	20.4%	16.2%	19.0%
最終処分率	3.1%	3.5%	3.2%	3.4%	3.3%

※ 資源化率=(資源化量+集団資源回収) / (ごみ排出量+集団資源回収)

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図 2-1-6 資源化率の推移



### 3. ごみ処理経費の実績

本市のごみ処理経費の推移を見ると、機器の更新等に伴い増加傾向で推移しています。なお、令和5年度の全国のごみ処理事業経費は約1兆7,000億円で、ごみ1tあたりでは43,623円、1人あたりでは13,592円、また秋田県のごみ処理経費は約231億円で、ごみ1tあたりでは71,178円、1人あたりでは24,919円に対し、本市では、ごみ1tあたりでは38,405円、1人あたりでは12,436円となっています。

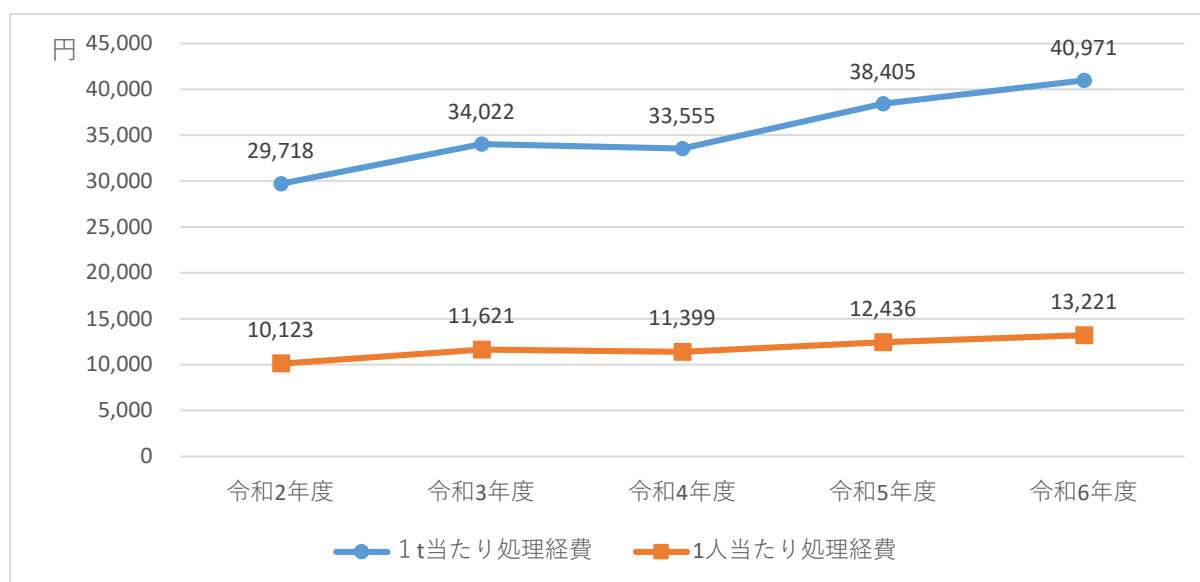
表 2-1-7 ごみ処理経費の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	人	86,718	85,253	83,448	81,616	79,995
ごみ発生量	t/年	29,539	29,119	28,349	26,429	25,813
ごみ処理経費	千円	877,826	990,701	951,243	1,015,012	1,057,577
1tあたり	円	29,718	34,022	33,555	38,405	40,971
1人あたり	円	10,123	11,621	11,399	12,436	13,221

※ 行政区域内人口は各年度の3月31日現在のものである。

※ ごみ処理経費には処理費及び維持管理費の他、人件費を含む。新施設建設費及び解体費用等は含まない

図 2-1-7 ごみ処理経費の推移



## 4. ごみ発生量の単純予測

ごみ発生量の実績に基づき、単純予測として、現在の施策を継続した場合、将来ごみの発生量を予測します。予測は、人口の予測を加味し、過去の実績より推計します。なお、人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所より発表されている人口推計を使用しています。

この結果、計画目標年度である令和17年度には、人口は14,226人(17.8%)減少し、ごみ発生量は3,091t(12.0%)の減少と予測されます。

表 2-1-8 ごみ発生量の単純予測

区分	単位	実績			予測		増減量
		令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和17年度	R17-R6	
行政区域内人口	人	79,995	72,129	65,769		▲14,226	
ごみ搬出量	t/年	25,813	24,357	22,722		▲3,091	
家庭系ごみ	t/年	18,591	18,225	17,358		▲1,233	
燃やすごみ	t/年	14,334	14,046	13,435		▲899	
燃やさないごみ	t/年	173	102	72		▲101	
粗大ごみ	t/年	728	681	654		▲74	
資源ごみ	t/年	3,356	3,396	3,197		▲159	
その他ごみ	t/年						
事業系ごみ	t/年	7,222	6,132	5,364		▲1,858	
燃やすごみ	t/年	6,803	5,831	5,159		▲1,644	
燃やさないごみ	t/年	5	7	6		1	
粗大ごみ	t/年	228	125	91		▲137	
資源ごみ	t/年	186	169	108		▲78	
その他ごみ	t/年						
集団資源回収	t/年	208	189	90		▲118	
ごみ排出量原単位	g/人・日	884	925	947		595	
家庭系ごみ	g/人・日	637	692	723		237	
家庭系ごみ(資源除き)	g/人・日	522	563	590		207	
事業系ごみ	g/人・日	247	233	223		358	

※ 行政区域内人口は国立社会保障・人口問題研究所より発表されている人口推計を使用している。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

## 5. 現状の問題点と課題の整理

### (1) ごみの発生抑制

ごみ排出量原単位（1人1日当たりのごみ排出量）は近年減少傾向にあります。今後ごみの減量化をすすめるため、指定ごみ袋手数料制による排出抑制を継続するとともに、チラシや環境教育等の実施により市民に対する啓発活動を促進する必要があります。

「循環型社会」を目指すには、市民、事業者、行政の3者が連携して、特にリデュース（発生抑制）を推進し、ごみの減量化に向けての対策が必要です。

### (2) ごみの分別・収集運搬

本市では平成28年4月から現行の分別収集を運用しています。今後はプラスチック製容器包装類に加え、新たに製品プラスチックの収集を計画しています。分別方法が変更になることから啓発チラシ等を活用し適正な分別について周知する必要があります。

収集運搬業務については、協同組合横手環境協議会に業務委託しており、効率的な収集運搬体制を今後も継続していきます。

### (3) 資源化率の向上

資源化量は令和2年度以降年度ごとに増減を繰り返していますが、長期的な視野で見ると減少傾向にあり、令和6年度の資源化率は19.0%となっています。焼却率が増加していることから、古紙やプラスチック製容器包装類等本来は資源化できる廃棄物を可燃系ごみとして排出しているケースが多いことが要因と考えています。

今後予定している製品プラスチックの収集についても、市民・事業者にきめ細やかな情報発信を行い、分別収集の徹底について周知し資源化率の向上を図る必要があります。

## 第2節 計画目標値の設定

### 1. 基本方針

本市のごみ排出量は、第2次一般廃棄物処理基本計画期間内の平成28年度から令和6年度にかけて4,765t減少しました。ごみ排出量原単位では22g/人・日減少しており、目標値は達成しました。しかし、資源化率を24%としており、令和6年度で19.0%と資源化率の向上の取り組みが必要と考えます。

循環型社会の担い手として、市民の3Rを意識した行動の定着を図り、さらにリフューズ(もらわない)・リペア(修理)を加えた5Rへ発展させながら、ごみの発生量を減らすための取り組みを実施していきます。

### 基本方針

#### 1. ごみの発生抑制

ごみの発生抑制の取り組みとして、3Rのリデュース(発生抑制)を最優先とし、ごみとして捨てるものを極力減らし、ごみ処理に要するエネルギーの節約も図り、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会の構築を目指します。

#### 2. 資源化の推進・循環利用

新たな分別に取り組むことによる資源化率の向上を図るとともに、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)に対する普及啓発活動を行います。

焼却熱を利用して発電された余剰電力を市内の小中学校に供給することにより二酸化炭素排出量の削減につなげます。また、焼却灰をセメントの原料とすることにより、循環利用され、さらには最終処分場の延命化にもつながります。

#### 3. ごみの適正処分

ごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る過程において、廃棄物の適正処分に必要な体制を確保するとともに、施設の整備・維持管理を行います。

## 2. 計画目標値の設定

本市の基本的な考え方を踏まえ、国の第5次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会の実現に向けた発生抑制と再使用を優先的に推進する目標として、①ごみの排出量、②1人1日あたりの家庭ごみの排出量、③資源化率、④最終処分量の4項目を目標値として設定します。

### ①ごみの排出量

国では、令和12年度目標の排出量は令和4年度実績比の約9%削減としています。本市では国の削減割合に基づき、令和6年度実績値の6.7%(令和12年度)・12.0%(令和17年度)削減と設定します。

### ②1人1日あたりの家庭ごみの排出量

国では、令和12年度目標の排出量は令和4年度実績の18g削減としています。本市では国の削減割合に基づき、令和6年度実績値の18g(令和12年度)・15g(令和17年度)削減と設定します。

### ③資源化率

第2次一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成できていないため、第2次目標数値である24.0%を継続して目標値として設定します。

### ④最終処分量

国では、令和12年度目標の最終処分量は令和4年度実績比の約5%削減としています。本市では国の削減割合に基づき、令和6年度実績値の3.7%(令和12年度)・7.6%(令和17年度)削減と設定します。

表2-2-1 減量化・資源化の計画目標値

指標	基準値 令和6年度	中間目標 令和12年度	最終目標 令和17年度
①ごみの排出量	25,813トン	6.7%削減 24,083トン	12.0%削減 22,715トン
②1人1日あたりの家庭ごみの排出量	637グラム	2.7%削減 619グラム	5.2%削減 604グラム
③資源化率	19.0%	21.5%	24.0%
④最終処分量	854トン	3.7%削減 822トン	7.6%削減 796トン

### 第3節 目標を達成するための各種施策

#### 1. 基本施策

##### (1) ごみの発生抑制

###### ① 発生抑制の推進

自然環境に配慮し、資源の消費が抑制される循環型社会の実現におき、3Rの取組が必要不可欠です。第一に不要なものは買わない、もらわないという考え方のもとにそもそもごみとなるものを発生させない（リデュース）を中心とした取組を進めます。

##### (2) 資源化の推進・循環利用

###### ① 資源化の推進

「もの」を大切にし、その価値を無駄にすることなく活かしていく、「もったいない」の考え方に即し、繰り返し使うリユース（再使用）やごみを排出する際の分別を徹底し、リサイクル（再生利用）を推進します。また「市民・事業者・行政」のそれぞれが主体的に役割を担い連携して行動できる体制を整備します。

###### ② 最終処分量の削減

3Rに基づいた行動の定着を図り、さらに「もらわない（リフューズ）・修理（リペア）へつながるライフスタイルへの普及を推進することにより、今まで燃やされていたごみの減量化が図られ、資源化率も向上し、最終処分量も削減されます。

###### ③ 循環利用

クリーンプラザよこてにおいて、廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーで発電することにより、新たに石油等の資源を消費することなく、低コストで熱回収（サーマルリサイクル）を行うことで、二酸化炭素排出量の削減が図られます。

## (3) ごみの適正処分

## ① 適正処理の実施

クリーンプラザよこてにおいて、ごみの安定処理・資源化を進め、環境負荷の低減を図ります。また、近年多発しているリチウムイオン電池起因による火災の対策に努めます。

## 2. 個別施策

## (1) ごみの発生抑制

意識改革	
施策	内容
環境教育・普及啓発の充実	<p>市民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別や排出方法に関する啓発を SNS・ごみ分別アプリ・LINE 等を活用し情報発信を行います。</p> <p>また、子どもから大人まで生涯を通じ環境に配慮した行動を選択できるよう、環境学習や出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組みます。</p>
地域リーダーの育成	<p>地域に根差したごみの分別や排出、ごみ集積所の維持・管理等に関するリーダーを育成することを目的として町内会や環境美化推進員等への情報提供や研修会の開催を行います。</p>

発生抑制	
施策	内容
生ごみ減量化・資源化の推進	<p>家庭用のコンポストや電動生ごみ処理機の購入補助等により生ごみの資源化を図ります。また、生ごみの中に多く含まれる水分を減らすことにより可燃ごみの減量化を図るため、「水切り」に関する啓発や情報提供をします。</p>
民間回収ルートを活用	<p>販売店による店頭回収等、事業者による回収体制や独自で行っているリサイクル事業に提携・協力し資源化を推進します。</p>
事業系ごみの減量	<p>事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対し資源ごみの分別徹底を促すとともに、ごみ減量化計画の策定・実施を求める等、計画的な事業系ごみの排出抑制対策について検討します。</p>

家庭でできるごみ削減行動の推進	市民に対し、「食材の使い切り」「マイボトル・マイ箸の使用」「マイバック持参」「詰め替え用品の購入」「過剰包装のお断り」等の習慣づけを推進します。
集団資源回収の推進	<p>集団資源回収奨励金制度により、地域団体等が行う自主的なリサイクル活動を支援します。</p> <p>また、集団資源回収を推進することにより、ごみ処理量を削減し、資源化の促進を目指します。</p>
ごみ処理手数料制度の継続	指定ごみ袋によるごみ処理手数料制度を継続することにより、家庭系一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平性、及び市民の意識改革を進め、ごみの排出抑制を図ります。

## (2) 資源化の推進・循環利用

市民が進めるリサイクル	
施策	内容
ごみの分別の徹底	ごみを減らす取り組みとして、市民一人ひとりが資源の大切さを理解し、ものを使うことやごみを分別し資源として利用する意識の浸透を図ります。
リサイクル活動への協力	ごみの減量化や資源化に取り組む市民団体等の活動や、集団資源回収に協力します。また、スーパー等における紙パックや白色トレイ等の店頭回収に協力します。

事業者が進めるリサイクル	
施策	内容
従業員への環境教育の充実	従業員に対する環境教育を実施し、事業所内でのごみの分別・資源化及び減量化を進めます。
自己責任によるリサイクルの促進	事業所から排出されるごみのうち、古紙、びん・缶類などの資源ごみは事業所自らがリサイクルに取り組むよう努めます。

市が進めるリサイクル	
施 策	内 容
職員の意識向上	職員のごみ減量化に対する意識向上を図り、公共施設から発生するごみやイベントの際に発生するごみの分別・資源化及び減量化を推進します。
プラスチックごみの削減	使い捨てプラスチックの使用抑制におけ、 unnecessaryなものは買わない・もらわないなど事業者とともに連携し、市民のライフスタイルの変格を促していきます。また、プラスチック製容器包装類に加え、製品プラスチックの資源化に取り組みます。
リサイクルに関する調査・研究の推進	最適なりサイクルを進めるため、先進事例やリサイクルの手法などに関する調査・研究を推進します。
リサイクル事業への協力	使用済小型家電からレアメタル等希少資源の回収を行い、資源の有効利用促進を目的とする事業への協力により、ごみの減量化・資源化を推進します。

## (3) 適正処理の実施

収 集 ・ 運 搬	
施 策	内 容
効率的な収集・運搬の実施	人口減少、少子高齢化等、社会構造や市民の変化を踏まえ、将来にわたって安定的な収集運搬の継続について、あり方を検討していきます。
ごみ集積所の整備	ごみ集積所のデータベース化により、効率的な収集運搬やごみ集積所の整備を推進するとともに、ごみ集積所の新設や修繕の際の補助制度について周知を図ります。
社会環境の変化への対応	高齢や障害等により、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯が増加していることが懸念されるほか、地域コミュニティによるごみ集積所の管理が困難になる等、問題が顕在化しつつあります。このような課題について、先進事例を参考に支援・制度の見直し等対策に取り組みます。

処 理 体 制	
施 策	内 容
熱回収施設による適正処理	熱回収施設の適切な維持管理を行い、焼却処理による燃やすごみの適正処理を実施します。また、地域貢献として焼却処理によるごみ発電の余剰電力を市内の小中学校へ提供します。
リサイクル施設による資源化処理の継続	リサイクル施設の適切な維持管理を行い、破碎、選別、圧縮梱包等により資源化を実施します。
最終処分量の削減	ごみを適正に処理し、最終処分量の削減を推進します。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1. 生活排水処理の流れ

生活排水とは、日常生活や事業活動に伴い排出されるし尿と生活雑排水のことを指します。生活排水の適正処理とは、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽のいずれかにより処理することです。生活雑排水が未処理のまま河川等に放流させることが、公共用水域の汚濁原因の一つとなっています。

本市の生活排水処理は、図3-1-1のとおりです。公共下水道については秋田県の流域下水道へ接続し処理されています。また、し尿及び浄化槽汚泥については、横手衛生センター、雄物川衛生センター2カ所の処理施設に搬入されて中間処理され、処理後の汚泥を焼却した残渣は南東地区最終処分場で埋立処理されます。

図3-1-1 生活排水処理の流れ

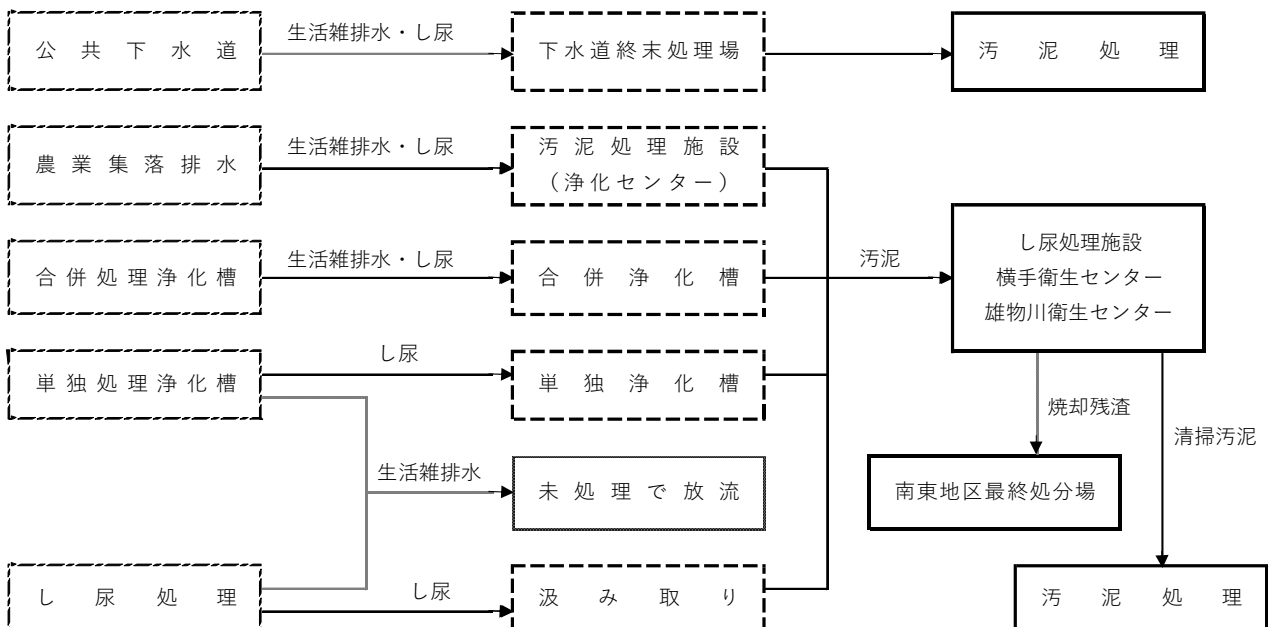


表 3-1-1 し尿処理施設一覧

施設分類	施設名称	処理能力	竣工年月日
し尿処理施設	横手衛生センター	122KI/日	平成8年3月 (平成17年12月更新) (令和11年2月更新予定)
	雄物川衛生センター	55KI/日	昭和61年3月 (令和11年3月に横手衛生センターと統合予定)

## 2. 生活排水処理の実績

令和2年度から令和6年度の間、水洗化・生活排水処理人口は人口減少により1,489人(2.6%)減少していますが、生活排水処理率は3.8%増加しています。

公共下水道人口は361人(▲1.1%)、農業集落排水人口は514人(▲8.9%)、合併処理浄化槽人口は614人(▲3.1%)減少しています。

また、水洗化・生活排水処理人口の増加のほか、人口減少により、単独処理浄化槽人口は576人(▲15.5%)、し尿収集人口は4,658人(▲19.4%)減少しています。

表 3-1-2 生活排水処理人口及び収集・処理量の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口	人	86,718	85,253	83,448	81,616	79,995
水洗化・生活排水処理人口	人	59,039	58,984	58,458	57,926	57,550
公共下水道人口	人	33,163	33,264	33,157	32,979	32,802
農業集落排水人口	人	5,776	5,632	5,510	5,375	5,262
合併処理浄化槽人口	人	20,100	20,088	19,791	19,572	19,486
生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	3,723	3,626	3,489	3,306	3,147
し尿収集人口	人	23,956	22,643	21,501	20,384	19,298
収集・処理対象人口	人	53,555	51,989	50,291	48,637	47,193
生活排水処理率※	%	68.1%	69.2%	70.1%	71.0%	72.0%
収集・処理量(合計)	KI/年	47,615	47,657	47,225	46,621	45,645
し尿	KI/年	21,350	20,169	19,961	18,922	18,667
浄化槽汚泥	KI/年	23,733	24,424	23,854	23,736	23,926
農業集落排水処理汚泥	KI/年	2,532	3,064	3,410	3,963	3,052
1日あたりの収集・処理量	KI/日	130.45	130.57	129.38	127.38	125.05
し尿	KI/日	58.49	55.26	54.69	51.70	51.14
浄化槽汚泥	KI/日	65.02	66.92	65.35	64.85	65.55
農業集落排水処理汚泥	KI/日	6.94	8.39	9.34	10.83	8.36
1人1日あたりの収集・処理量	l/人・日	2.44	2.51	2.57	2.62	2.65
し尿	l/人・日	2.44	2.44	2.54	2.54	2.65
浄化槽汚泥	l/人・日	2.73	2.82	2.81	2.83	2.90
農業集落排水処理汚泥	l/人・日	1.20	1.49	1.70	2.01	1.59
処理残渣量	†	106	101	99	106	102
最終処分量	†	103.65	96.28	95.81	88.87	85.17

※ 各人口は各年度末現在のものである。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※ 農業集落排水人口には、林業集落排水及び小規模集合排水人口が含まれている。

※ 生活排水処理率=水洗化・生活排水処理人口/行政区域内実行

図3-1-2 生活排水処理人口の推移

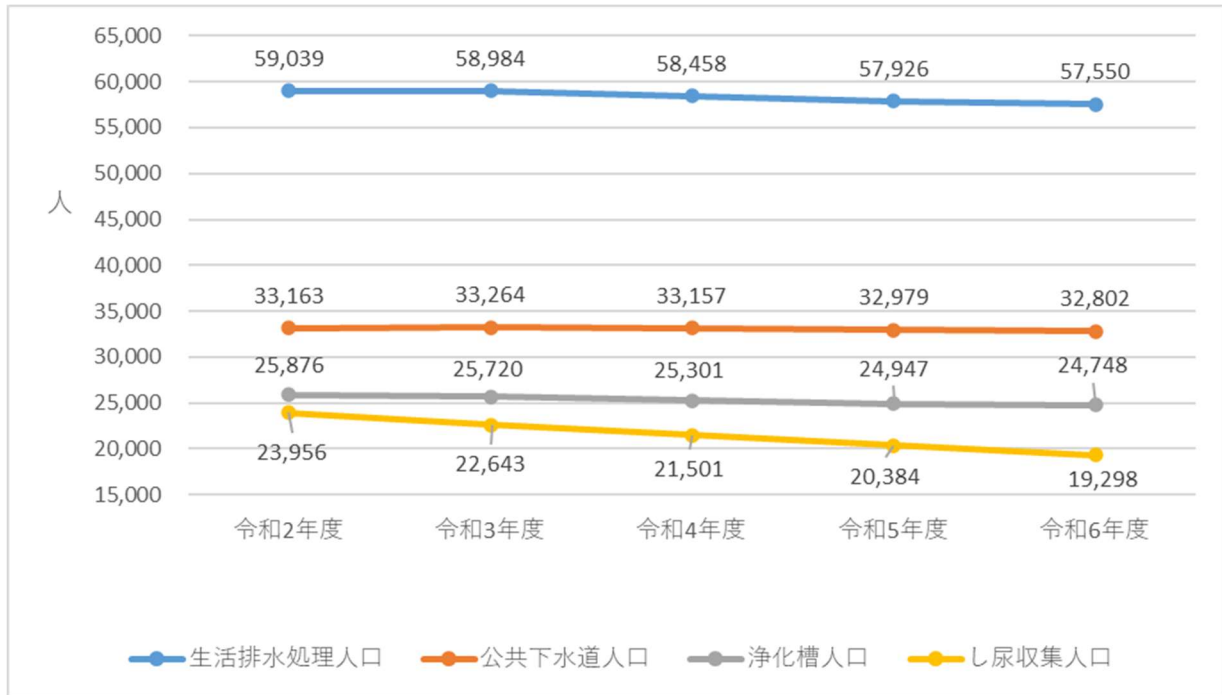
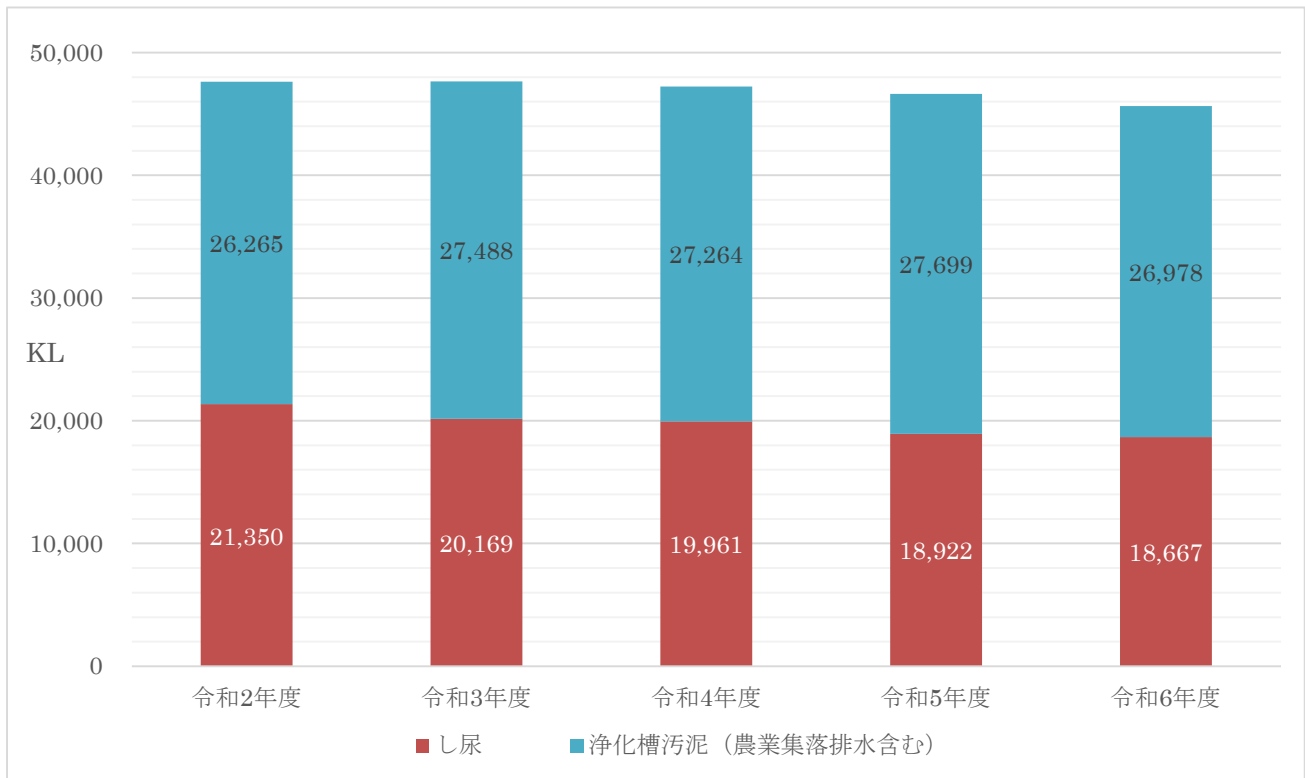


図3-1-3 収集・処理量の推移



### 3. し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

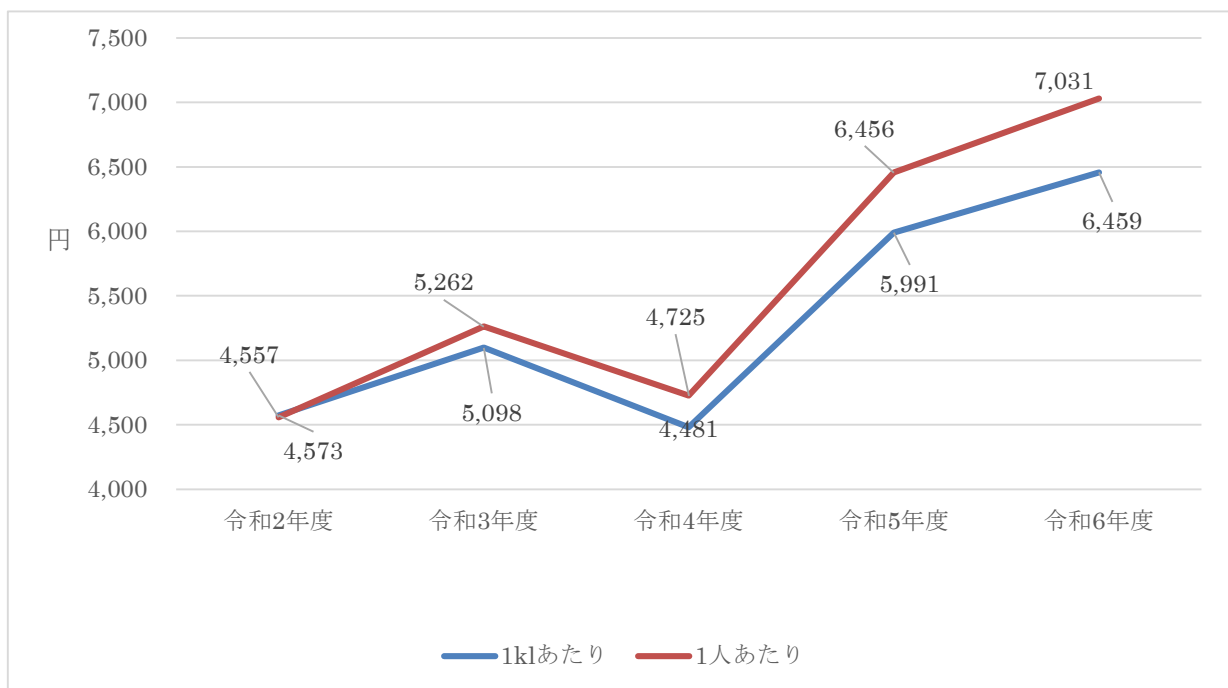
本市のし尿及び浄化槽汚泥処理経費は令和6年度で約2億1,737万円、1kIあたりでは4,573円、1人あたりでは4,557円となっています。

処理経費の推移を見ると、令和2年度以降は機器類の更新等による増加傾向で推移しています。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理経費	千円	217,737	242,975	211,596	279,310	294,821
総処理量	kI	47,615	47,657	47,225	46,621	45,645
し尿及び浄化槽汚泥処理人口	人	47,779	46,177	44,781	43,262	41,931
1kIあたり	円	4,573	5,098	4,481	5,991	6,459
1人あたり	円	4,557	5,262	4,725	6,456	7,031

図3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移



#### 4. し尿及び浄化槽汚泥発生量の単純予測

し尿及び浄化槽汚泥発生量の実績に基づき、単純予測として、現在の施策を継続した場合の将来のし尿及び浄化槽汚泥発生量を予測します。計画目標年度の令和17年度の推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」における推計人口を使用します。また、各項目の予測は以下のとおり設定します。

公共下水道人口：平成30年度から令和6年度の実績数値からの推定値。

収集・処理対象人口：行政区域内人口から公共下水道人口を引くことで算出します。

単独浄化槽人口：平成30年度から令和6年度の実績数値からの推定値。

合併浄化槽人口：平成30年度から令和6年度の実績数値からの推定値。

し尿収集人口：収集・処理対象人口から単独浄化槽人口及び合併浄化槽人口を引くことで算出します。

し尿及び浄化槽汚泥発生量原単位：令和6年度数値を採用します。

収集・処理量：各項目の原単位に各人口を乗じて算出します。

この結果、計画目標年度である令和17年度には、人口は14,226人(17.8%)の減少となり、し尿収集人口は11,457人(59.4%)、単独浄化槽人口は995人(31.6%)、合併浄化槽人口(農業集落排水人口含む)は1,549人(6.3%)の減少がそれぞれ予測されます。人口の減少に伴い、収集・処理対象量は8,057kl(17.7%)の減少と予測されます。

表3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測

区分	単位	実績	予測		増減量
		令和6年度	令和12年度	令和17年度	R17-R6
行政区域内人口	人	79,995	72,129	65,769	▲14,226
公共下水道人口	人	32,802	32,608	32,577	▲225
収集・処理対象人口	人	47,193	39,521	33,192	▲14,001
し尿収集人口	人	19,298	13,019	7,841	▲11,457
単独浄化槽人口	人	3,147	2,577	2,152	▲995
合併浄化槽人口(農集含む)	人	24,748	23,925	23,199	▲1,549
水洗化・生活排水処理人口	人	57,550	56,533	55,776	▲1,774
生活排水処理率	%	72.0%	78.4%	84.9%	12.9%
収集・処理量	kl/年	45,645	41,057	37,588	▲8,057
うちし尿	kl/年	18,667	15,197	12,803	▲5,864
1日あたりの収集・処理量(合計)	kl/日	125.05	112.48	102.98	▲22
うちし尿	kl/日	51.14	41.64	35.08	▲16
し尿及び汚泥発生量原単位(合計)	l/人・日	2.65	2.85	3.10	0
うちし尿	l/人・日	2.65	3.20	4.47	2

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※ 生活排出処理率=水洗化・生活排水処理人口/行政区域内人口

## 5. 現状の問題点と課題の整理

### (1) 公共下水道の推進

本市の公共下水道は、令和6年度末現在で、処理区域内人口が41,907人、水洗化人口が32,802人で、下水道処理人口普及率は52.4%、処理区域内の水洗化率は78.3%となっており、秋田県全体の数値である69.6%、86.3%と比較しても低いのが現状です。

横手市生活排水処理構想に基づき、集合処理方式が有利と判定された区域における下水道の整備は完成していますが、引き続き未接続世帯に対して加入促進を図る必要があります。

### (2) 農業集落排水施設等整備事業の推進

農業集落排水処理施設(林業・小規模含む)は、全10処理区が供用されており、今後施設の老朽化による改築・修繕にかかる費用の増加が見込まれることから、統廃合を含めた最適な計画を進める必要があります。

表3-1-5 農業集落排水施設等一覧

施設分類	施設名称	計画人口	供用開始年
農業集落排水施設	金沢浄化センター	910人	平成25年4月
	植田地区浄化センター	1,300人	平成18年4月
	本郷浄化センター	250人	平成15年3月
	今泉地区浄化センター	1,800人	平成11年10月
	上溝浄化センター	1,630人	平成11年4月
	川西浄化センター	2,240人	平成8年4月
	十日町浄化センター	690人	平成4年7月
	大森浄化センター	3,280人	昭和63年4月
林業集落排水施設	武道浄化センター	95人	平成10年12月
小規模排水処理施設	矢走浄化センター	55人	平成7年4月

### (3) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水処理施設等の処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備により、し尿と生活雑排水の処理を実施する必要があります。

年間平均で約102基の合併浄化槽が設置されていますが、令和6年度末現在で、公共下水道及び農業集落排水処理施設等の計画区域外人口31,071人に対して、合併処理浄化槽における処理人口が17,387人、接続率では56.0%となっています。

今後もし尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することにより、水洗化率の向上と生活排水による水質汚濁の改善を図ることが可能になります。

## 第2節 基本目標値の設定

### 1. 基本方針

生活排水の処理は、公衆衛生の改善の立場から始まりましたが、その後は公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われてきました。

本市では、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の設置を進めることにより生活排水処理率の向上を図るとともに、快適で衛生的な水環境の保全に努めます。

### 基本方針

#### 1. 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備

地域の状況に応じた生活排水対策を推進するため、横手市生活排水処理構想に基づき、費用対効果を含めた総合的な検討を加えながら、公共下水道や合併処理浄化槽等の設置を推進します。

#### 2. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

公共下水道等への未接続世帯からのし尿及び浄化槽汚泥について、現状の許可業者のエリアを維持しながら、収集量減少に伴う将来的な収集運搬体制が維持できるよう検討を進めます。また、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ効率的に処理できるよう、処理施設の適正な維持管理に努めます。

さらに、処理対象量減少に伴い広域処理等も含め、施設のあり方や処理方法などについて検討します。

## 2. 計画目標値の設定

公共下水道や集落排水処理施設、合併処理浄化槽等による生活排水の処理率は、令和 6 年度で 72.0%となっており、第 2 次一般廃棄物処理基本計画の目標年度である令和 7 年度における数値目標(80.8%)が未達となることが予測されます。

集合処理優位区域内の接続率の増加と、個別処理優位区域内の合併処理浄化槽への接続を促進し、目標達成を目指すものとします。

表3-2-1 生活排水処理の計画目標値

	令和 6 年度(実績)	令和 17 年度(目標値)
生活排水処理率	72.0%	84.8%

※ 生活排水処理率とは、計画区域内人口に対する生活雑排水処理人口(公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の人口)の割合です。

## 第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### 1. 収集運搬計画

計画処理区域内で発生したし尿及び浄化槽汚泥の全量を収集対象とします。収集運搬は現行どおり許可業者が行い、横手衛生センター並びに雄物川衛生センター（令和10年度末に横手衛生センターに統合予定）へ搬入します。

### 2. 中間処理計画

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥を、横手衛生センター、雄物川衛生センターの2処理施設で全量適正に処理します。

- ・処理量に対応した処理能力を確保し、安定的かつ効率的な中間処理を実施します。
- ・処理施設の適正な維持管理をするとともに、周辺環境保全の確保に努めます。
- ・処理方式については現行どおりとします。今後は、施設の老朽化、搬入量の減少及び搬入物の性状の変動に対応するため、雄物川衛生センターを横手衛生センターに統廃合します。

### 3. 最終処分計画

処理施設から発生した焼却残渣は南東地区最終処分場へ搬入し、埋め立て処分をします。

統廃合後は、し尿及び浄化槽汚泥を再生利用する目的で助燃剤化し、クリーンプラザよこてへ搬入します。

## 1. 用語の解説

### い

#### 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。日常生活から排出されるごみや粗大ごみ(家庭系)と、企業、商店などの事業活動から排出される紙くず等のごみ(事業系)に大別されます。

#### 一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならないとされています。

### か

#### 家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。不用になったエアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機(家電4品目)を消費者が家電リサイクル券を購入する等でリサイクルに要するコストを負担し、小売業者等が回収、メーカーがリサイクルすることを義務付けています。

#### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所・風呂、洗濯等に使用した排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設です。

#### 環境美化推進員

ごみ集積所の維持管理や分別・排出の指導、環境美化活動等への協力により、環境衛生行政の円滑な推進を図るため、町内会等に配置することができます。

#### 環境基本法

日本の環境政策の根幹をなす法律で、環境保全の基本理念や国・地方公共団体・事業者・国民の責務を定めており、豊かな自然と健全な生活環境を守り、持続可能な社会の実現を目指しています。

#### 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全について、その理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことです。

### <

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選択し、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

## グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国等の公共機関が環境に配慮した物品、サービスを調達することによって、需要側の取組から市場を環境物品等に転換し、持続可能な社会を構築することをねらいとした法律です。

## け

### 建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を用いた一定規模以上の建築物等の解体工事や特定建設資材を使用する新築工事等について分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

## こ

### 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

### 公共用水域

水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共に供される水域及びこ

れに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

### 小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。家電4品目以外の使用済小型電子機器（携帯電話やデジタルカメラ等）から有用な金属を回収するため、分別回収を促進するものです。

## コンポスト

有機物を微生物の働きで発酵・分解させ肥料（堆肥）を生成する意味や「堆肥をつくる容器」そのものを指します。

## さ

### 最終処分場

排出された廃棄物は直接資源化されるものを除き、中間処理あるいは最終処分されることとなります。焼却、破碎、熔融、脱水、選別などの中間処理を経て排出される残さのうち、再利用できないものが最終処分されます。廃棄物処理法において最終処分は埋立処分、海洋投入処分、または再生と定められています。

## し

### 資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」。事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに3Rを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すものです。

## 自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。使用済自動車から発生する廃棄物を減量、リサイクル、適正処理することによって、生活環境の保全、資源の有効活用と経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 集団資源回収

町内会、子ども会、PTA 等の団体が地域活動として、各家庭の協力を得て、家庭から出される古紙や空き缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動です。

## 循環型社会

限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念として提唱されており、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目指しています。

## 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に向けて廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本原則及び関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を定めた法律。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としています。

## 循環経済

「循環経済(サーキュラーエコノミー)」とは、資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システムです。大量生産・大量消費を前提とした資源の循環を想定しない「線形経済(リニアエコノミー)」の反対概念として位置付けられています。

## 食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程における食品廃棄物の発生抑制と再生利用促進について定めています。

## す

### 水洗化

水洗化とは、汲み取り式トイレを水洗式の衛生的なトイレに改修することを指します。下水道法や条例では「排水設備工事」と呼ばれ、公共下水道への接続工事全般を意味します。水洗化は、生活環境の改善や公衆衛生の向上に大きく貢献します。

### 3R(スリーアール)

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったものです。3Rは Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の順番で取り組むことが求められています。

**せ****生活排水**

トイレ、台所、風呂、洗濯など日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

**た****第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成と廃棄物の適正処理を一体的に推進するため、従前の廃棄物処理計画を組み入れた形で令和8年3月に策定予定。基本理念として「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を掲げ、3Rの推進と循環経済への移行推進等を主な施策としています。

**単独処理浄化槽**

し尿のみを処理する浄化槽であり、生活雑排水については未処理のまま公共用水域へ放流することから、水環境への負荷が大きく、水質汚濁の原因となるため、新設は禁止されています。

**て****電動生ごみ処理機**

生ごみ等の有機物を処理する家電製品のことで、バイオ式と乾燥式に大別され、バイオ式は微生物の力により有機物を分解し、堆肥化することができます。これに対して乾燥式は温風等の加熱によって、生ごみ中の水分を蒸発させて減量化します。

**の****農業集落排水(事業)**

農業用の水路や集落内の排水路の水質保全、自然環境の保全、農村の生活環境の改善を図るため、農村におけるし尿、生活雑排水を集め、処理するための施設を整備する事業です。同様の施設を整備する事業は山村地域においては林業集落排水事業、また、農業集落排水事業の対象とならないような小規模の集落においては小規模集合排水処理施設整備事業があります。

**は****廃棄物**

自ら利用し、または、他人に有償で売却できないため不要になった固形状または液体状のものをいいます。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義しており、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大別されています。

**廃棄物処理法**

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

## ふ

## プラスチック資源循環法

プラスチック製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクル全体で資源の循環を促進するための法律です。海洋プラスチック問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などに対応するため、国内でのプラスチック資源循環を促進することを目的としています。

## 分別収集計画

市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施する場合には容器包装リサイクル法の規定に基づき、分別収集計画を定めることとなっています。分別収集を合理的かつ効率的に遂行していくために、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本的事項を定めた計画です。

## も

## もったいない (MOTTAINAI)

仏教用語の「勿体(もったい)」を否定する語で、物の本来あるべき姿が無くなるのを惜しみ、嘆く気持ちを表しています。

環境分野初、アフリカの女性として初のノーベル平和賞受賞者であるケニアのワンガリ・マータイ氏により、3R を一言で表す言葉であり、命の大切さや地球資源に対する Respect (尊敬の念) という意味も込められているとして、環境を守る国際語「MOTTAINAI」として世界中に広められました。

## よ

## 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、「消費者は分別して排出する」「市町村は分別収集する」「容器を製造する事業者又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する」という役割分担を定めています。

## れ

## レアメタル

資源として存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ない希少金属の総称。レアメタルには、プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなど、31種類がある。身近な機器の中に使用されており、携帯電話のバイブレーション用モータや、デジタルカメラの手振れ補正機能、液晶パネルなどに使用されています。

## 2. 条例・規則関係

### (1) 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年10月1日

条例第152号

改正 平成18年9月25日条例第87号

平成22年3月25日条例第18号

平成24年12月12日条例第49号

平成27年12月16日条例第42号

平成28年3月18日条例第13号

令和元年6月19日条例第23号

令和元年12月11日条例第42号

令和2年6月18日条例第21号

令和6年3月18日条例第12号

#### 目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 横手市廃棄物減量等推進審議会等（第7条～第13条）

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物処理計画（第14条）

第2節 一般廃棄物の適正処理（第15条～第18条）

第3節 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業（第19条～第26条）

第4章 雑則（第27条～第30条）

第5章 罰則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再生利用を促進し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすること等により、横手市（以下「市」という。）における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国、県及び市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国、県及び市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 市は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

第2章 横手市廃棄物減量等推進審議会等

(設置及び権限)

第7条 一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、横手市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量に関すること。
- (2) 一般廃棄物の再生利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進等に関する重要事項について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 市長は、審議会において専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第9条 審議会の委員及び専門委員は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関係のある者並びに学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

2 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長)

第11条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(部会)

第12条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(規則への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会及び推進員の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 一般廃棄物

#### 第1節 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）

(2) 一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）

2 一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市長は、基本計画及び実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画及び実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

## 第2節 一般廃棄物の適正処理

(市の処理)

第15条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 市は、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分を行うに当たっては、一般廃棄物処理基準を遵守しなければならない。

3 市は、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うに当たっては、特別管理一般廃棄物処理基準を遵守しなければならない。

(一般廃棄物処理施設)

第15条の2 市が設置する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
ごみ処理施設	クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村126番地
し尿処理施設	横手衛生センター	横手市睦成字七間川原53番地2
	雄物川衛生センター	横手市雄物川町矢神字堂ノ下129番地

最終処分場	南東地区最終処分場	横手市平鹿町醍醐字飛池5番地
-------	-----------	----------------

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第15条の3 法第21条第3項の市町村の条例で定める一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項の技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(住民の協力義務)

第16条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理の指示)

第17条 市長は、事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市長は、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 市長は、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を、その指定する者に委託することができる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3節 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(許可)

第19条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 浄化槽清掃業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 4 前3項の許可を受けた者は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可証の交付等)

第20条 市長は、前条第1項、第2項又は第3項の規定により許可を行ったときは、許可証を交付する。

- 2 一般廃棄物処理業者（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）及び浄化槽清掃業者は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(従業員証の交付)

第21条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、従業員の氏名、生年月日、及び住所を市

長に届け出て従業員証の交付を受けなければならない。

- 2 前項の従業員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て従業員証の再交付を受けなければならない。

(施設及び器材の検査)

第22条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、処理施設、作業用器具、運搬用具その他事業を行うに必要な器材等について市長が行う検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査に合格したものについては、検査証を交付する。
- 3 前項の検査証を紛失したときは、直ちにその理由を市長に届け出て検査証の再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第23条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、許可証、従業員証及び検査証（以下「許可証等」という。）の有効期間が満了し、又は営業の許可が取り消されたときは、その日から7日以内に当該許可証等を返納しなければならない。

- 2 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が業を廃止し、死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て許可証等を返納しなければならない。
- 3 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、従業員が死亡し、又は従業員を解雇したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、当該従業員証を返納しなければならない。

(許可等に係る手数料)

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を、申請の際に納入しなければならない。

- (1) 第19条第1項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (2) 第19条第2項の規定に基づき一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (3) 第19条第3項の規定に基づき浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (4) 第20条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき3,000円
- (5) 第21条第1項の規定に基づき従業員証の交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき200円
- (6) 第21条第2項の規定に基づき従業員証の再交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき200円

(許可の取消し等)

第25条 市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例の規定に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(遵守義務)

第26条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 作業に従事するときは、常に従業員に従業員証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させること。

#### 第4章 雑則

(報告の徴収)

第27条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法又は浄化槽の点検及び清掃に関して市長の定めるところにより報告しなければならない。

(立入検査)

第28条 市長は、清掃指導員に一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者の事務所、事業所若しくは一般廃棄物の処理施設のある土地建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは一般廃棄物の処理施設の維持管理又は浄化槽の清掃に関し帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(清掃指導員の設置)

第29条 清掃思想の普及並びに生活環境の保全及び一般廃棄物処理業者等の指導及び立入検査を行わせるため清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 清掃指導員は、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(過料)

第31条 詐欺その他不正の行為により、第18条又は第24条に規定する手数料の徴収を免れ

た者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成19年4月1日から施行し、同日前の手数料は、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年横手市条例第13号）、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年増田町条例第3号）、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年平鹿町条例第5号）又は十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年十文字町条例第11号）の例による。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、雄物川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年雄物川町条例第9号）、大森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年大森町条例第23号）、十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年山内村条例第20号）又は大雄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定（平成5年大雄村条例第15号）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月25日条例第87号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月12日条例第49号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（横手市ごみ処理施設及び最終処分場設置条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 横手市ごみ処理施設及び最終処分場設置条例（平成17年横手市条例第154号）
- (2) 横手市環境保全センター使用条例（平成17年横手市条例第155号）
- (3) 横手市衛生センター設置条例（平成17年横手市条例第156号）

附 則（平成28年3月18日条例第13号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月19日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月11日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第1条から第72条までの規定による各条例の使用料は、令和2年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月18日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第31条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する手数料について適用し、同日前に徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月18日条例第12号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

1 市が収集する場合

（1） ゴミ袋

（消費税を含む。）

区分		手数料
指定燃やすゴミ収集袋	大20枚につき	660円
	中20枚につき	440円
	小20枚につき	220円
指定プラスチック製容器包装類収集袋	大20枚につき	220円

（2） 粗大ゴミ

（消費税を含む。）

重量	寸法	200センチメー	200センチメー	300センチメー	400センチメー
		トル以下	トルを超え、300センチメートル以下	トルを超え、400センチメートル以下	トルを超え、500センチメートル以下

15キログラム未満	330円	660円	990円	1,320円
15キログラム以上30キログラム未満	660円	660円	990円	1,320円
30キログラム以上40キログラム未満	990円	990円	990円	1,320円
40キログラム以上100キログラム未満	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円

## 備考

- 1 寸法とは、縦、横及び高さの合計をいう。
- 2 寸法及び重量に該当する主な品目は、規則で定める。
- 2 市民又は一般廃棄物処理業者が搬入する場合
  - (1) 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び粗大ごみ

(消費税を含む。)

区分	手数料
10キログラムにつき	130円

## 備考

- 1 家庭系一般廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物であって、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物以外のものをいう。
- 2 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、産業廃棄物以外のものをいう。
- 3 重量の合計が10キログラム未満又は10キログラム未満の端数があるときは、これを10キログラムとして計算する。

## (2) し尿

(消費税を含む。)

区分	手数料
100キログラムにつき	25円

備考 100キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算する。

## (2) 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第133号

改正 平成18年12月4日規則第57号

平成22年3月25日規則第6号

平成23年4月1日規則第16号

平成28年3月30日規則第17号

平成31年3月29日規則第18号

令和元年12月11日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年横手市条例第152号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会議)

第2条 横手市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第3条 審議会の部会（以下単に「部会」という。）に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち会長の指名する委員がその職務を行う。

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、その部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(審議会の雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審

議会が定める。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 一般廃棄物の品目別の条例第18条第1項の一般廃棄物処理手数料は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する一般廃棄物処理手数料は、粗大ごみ収集券により徴収する。

(繰替払)

第8条 条例第18条第2項の規定により一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を指定する者に委託したときは、当該委託に係る経費の支払いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第164条第5項の規定により一般廃棄物処理手数料を繰り替えて使用させることができる。

(許可申請)

第9条 条例第19条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(新規、更新)許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業(新規、更新)許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 条例第19条第3項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業(新規、更新)許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(許可の更新)

4 条例第19条第4項の規定により許可の更新を受けようとする者は、前3項に定める許可申請書を許可の有効期間の満了の日前2箇月までに、市長に提出しなければならない。

(許可証の様式)

第10条 条例第20条第1項の規定による許可証の様式は、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第4号)、一般廃棄物処分業許可証(様式第5号)及び浄化槽清掃業許可証(様式第6号)による。

(従業員証の様式)

第11条 条例第21条の規定による従業員証の様式は、様式第7号による。

(定期検査の時期及び検査証の様式)

第12条 条例第22条第2項の規定による検査証の様式は、様式第8号による。

(身分を示す証票の様式)

第13条 条例第29条第3項の規定による身分を示す証票の様式は、様式第9号による。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年横手市規則第8号)、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年増田町規則第5号)、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年平鹿町規則第4号)、雄物川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年雄物川町規則第7号)、大森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成9年大森町規則第20号)、十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年十文字町規則第7号)、山内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年山内村規則第12号)又は大雄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大雄村規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月4日規則第57号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第18号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月11日規則第36号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第21条の規定による手数料は、令和2年4月1日以降の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

（消費税を含む。）

品目			一般廃棄物処理
電気製品等	家具、寝具、敷物等	趣味、レジャー製品等	手数料
掃除機	椅子（1人用）	スコップ	330円
こたつ（こたつ板1辺につき100cm未満）	座椅子	サッシ枠のみ（網戸・小）	
ズボンプレスナー	風呂のふた	エントツ（5本毎）	
湯沸器	サマーベット	三輪車（遊具）	
電気カーペット（3帖まで）	座布団（5枚まで）	子供用足こぎ四輪車	
小型ステレオ	ふすま	ゴルフクラブ（単品）	
扇風機	ファンシーケース	自転車（16インチ未満）	
換気扇	ソファ（1人用ひじ掛無）	チャイルドシート	
照明器具	ベビーチェアー	スノーダンプ	
電気ストーブ	バスマット	スキー	
加湿器	歩行器	スキーキャリア	
ふとん（1枚につき）等	マットレス（シングル・セミダブル）	物干し竿（2m以内）	
	カラーボックス等	物干し支柱（1本）等	
編み機	椅子（2人以上用）	サッシ枠のみ（網戸・大）	
衣類乾燥機	ソファ（1人用ひじ掛け有）	乳母車	
オーブン	回転式座椅子	車椅子	
こたつ（こたつ板いずれか1辺100cm以上）	回転ハンガー	一輪車（猫車）	
電気カーペット（6帖まで）	パイプ型ふとん干しマットレス（ダブル）	脚立（200cm未満）	
ミシン（ポータブル式）	シングルベットの枠	ゴルフクラブ（ハーフセット）	
食器洗い機	ベビーベッド等	自転車（16インチ以上）	
除湿機等		水槽（1辺につき120cm未満）	
		トランポリン（遊具）	
		シルバーカー	
		木戸（木製ドア）	
		物干し支柱（1組）等	

ウィンドファン 電子レンジ オルガン（箱型以外） 電気カーペット（6帖を超えるもの） 家庭用複写機等	座卓（120cm～200cm） 風呂釜 ソファ（2～3人用・コーナー） セミダブルベットの枠 磁気入りマットレス（シングル・セミダブル） ロッキングチェア 机等	犬小屋（1辺100cm未満） 乳母車（双子用） 脚立（200cm以上） ゴルフクラブ（フルセット）等	990円
電子ピアノ オルガン（箱型） 足踏みミシン等	ソファベットの ダブルベットの枠 磁気入りマットレス（ダブル）等	犬小屋（1辺100cm以上の組立式） 電動車椅子 卓球台 マッサージ機（椅子式） 鉄棒（遊具） ブランコ（遊具） バスケットゴール（遊具） 物置（組立式を解体したもの）等	1,320円

### 3. 横手市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（順不同、敬称略）

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

審議会 役職	委員氏名	所属・役職名等
会長	上田 卓巳	協同組合横手環境協議会
副会長（会長職務代理者）	照井 敦子	婦人代表
	笠井 みち子	婦人代表
	片倉 由美子	婦人代表
	大坂 洋子	婦人代表
	塩田 恵	婦人代表
	鷹田 芳子	婦人代表
	須藤 喜和子	婦人代表
	小林 由久	地区代表
	関口 悦雄	地区代表
	佐々木 正樹	地区代表
	熊谷 昇	地区代表
	照井 俊男	地区代表
	佐藤 哲也	企業代表（大森産業）
	遠藤 宗一郎	企業代表（株式会社マルシメ）
	山本 眞喜子	横手商工会議所女性会
	佐藤 政実	横手市環境保全振興会
	近藤 一之	平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課